

# 寛永一六年細川忠興の人質交代

―新収史料 細川忠利書状・同光尚書状の紹介を兼ねて―

林 晃 弘

はじめに

本所では二〇一四年度に肥後熊本藩初代細川忠利書状(新収史料Ⅰ)・同二代細川光尚書状(新収史料Ⅱ)の計二点を、それぞれ別の古書肆から購入した。いずれも忠利の弟細川興孝に宛てられたものであり、興孝を祖とする同藩一門家老・細川刑部家に伝来したものとみられる。

細川興孝は幼少期から父忠興の人質として江戸に詰めていたが、父と絶交し、寛永一六(一六三九)年に兄立允(立孝)と交代させられる。新収の二点の書状は翌一七年に興孝が国許へ下ったときのものである。

この一件については、細川家で編纂された家記『綿考輯録』<sup>(1)</sup>に関連史料がまとめられており、新収史料Ⅰはそのなかに収録されている。また、花岡興輝氏の「細川興孝と刑部家の成立の事情」<sup>(2)</sup>が、この一件の基本的な事実関係を整理しており、宇土支藩の成立に関する研究にも言及がある<sup>(3)</sup>。以上でおおよその経緯は判明しているが、『大日本近世史料 細川家史料』<sup>(4)</sup>二五・二六の編纂作業で得た知見を踏まえつつ、より詳しく過程を明らかにし、新収史料の位置づけを示す。また、この一件を通して、近世初期の庶子の処遇―人質としてのあり方や大名家の分家成立―の一つの事例を提示したい。

なお、出典は以下のように略記する。永青文庫所蔵の古文書は〔永青〕総目録番号<sup>(5)</sup>。そのうち、『熊本県史料 近世篇』は〔県史〕近世巻―頁数)、『大日本近世史料 細川家史料』は〔細川〕巻―文書番号)。八代市立博物館未来の森ミュージアム編『松井文庫所蔵古文書調査報告書』は〔松井〕巻―文書番号)。熊本大学附属図書館所蔵「松井文庫」冊子体文書は〔熊大松井〕冊子目録番号)。『綿考輯録』は〔綿考〕刊本巻―頁数)。

## 一 興孝をめぐる人間関係

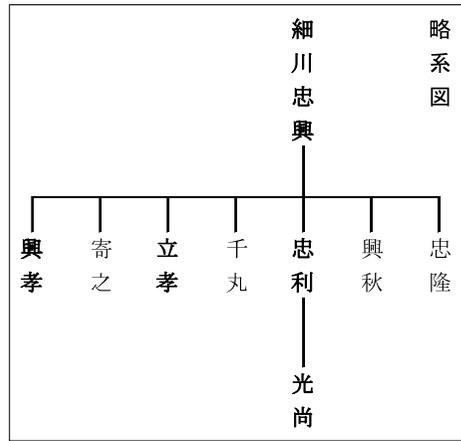
最初に、一七世紀初めの細川家と、細川興孝をめぐる人間関係について、本稿で必要のある限りで簡単に押さえておく<sup>(6)</sup>。

慶長五(一六〇〇)年、興孝の父細川忠興は関ヶ原合戦での功績により豊前一国・豊後二郡を与えられ、中津ついで小倉に入る。細川家では忠興との関係や幕府の意向により長男忠隆・次男興秋が排され、慶長九年に三男忠利が家督継承者に決定する。

忠利には、慶長三年に早世した千丸のほかに、年の離れた三人の弟がいる。五男立允(立孝)、六男寄之、七男興孝である<sup>(7)</sup>。

立允(立孝)は、元和元(一六一五)年生。母は清田鎮乗女。幼名坊。

略系図



ありながら、別格の扱いをうける大身家老家で、養父興長は当時の細川家において重きをなしている。<sup>(8)</sup>

本稿の主役・興孝は元和三年正月一三日小倉に生まれる。幼名天千代。母は立允と同じく清田氏女。元和四年七月に人質として江戸にあった光寿院（忠興母）が没したため、その代わりとして翌五年に江戸へ下される。將軍徳川秀忠に拝謁し、以後同地で暮らす。

忠興は元和六年末に隠居し、三斎と名乗る。翌七年に中津に移り、隠居領三万七〇〇〇石が設けられ、忠利の小倉からは自立した支配を行う。この中津時代、立允には忠興から「御部屋領」五〇〇〇石が与えられていたという。<sup>(9)</sup> また、興孝も後で触れるように「豊前二而之御書出シ」を所持しており（「水青」10821三十二番4一門5）、幾許かの知行が与えられていたものとみられる。

寛永九年、細川家が肥後へ国替になると、忠興は豊前並の隠居領と、立允・興孝への内分知行を要求する。忠興には八代で三万七〇〇〇石の

同九年八月に山城愛宕山福寿院に入るが、出家を嫌い寛永七（一六三〇）年に帰国。その後は国許の忠興のもとで生活する。なお、本稿で詳しく扱う期間に名乗りを変えるため、以下ではその時点での名前を用いる。寄之は元和二年生。母は真下元重女。幼名岩千代。元和七年松井興長の養子となる。松井家は細川家中で

隠居領が設けられ、立允に三万石、興孝に二万五〇〇〇石が与えられた。寛永一〇年、江戸の興孝は前髪を執り、刑部少輔と改める（「水青」41730）。一方、八代の立允には、寛永二三年に五条為適の息女を娶らせらる。また、吉村豊雄氏が指摘するように、忠興はキリシタン改めの実施や島原・天草一揆勃発後の対応のなかで立允・興孝知行分を含む「八代分領」を「惣国並」から自立化させようとし、そのなかで立允の権限を高めようと図る。<sup>(10)</sup> 立允は島原へ出陣し、寛永一五年二月の原城攻略時には軍功を立てた（『綿考』3p.255～267）。このことは忠興を大いに満足させるものであったと思われる。

この寛永一五年には、忠興が自らの跡を立允に譲ろうと画策する様子が見え始める。六月に国許の忠利が江戸の光尚に送った手紙では、忠興が八代城普請や新城構築を願ひ出るのはないかと警戒している。この書中に「きやうたいの事二ハ色々わけ御さ候、知行なとむさとおしむわけにてハ無御座候」とあるのは、この先の立允の八代隠居領継承問題につながるものであろう。忠利は光尚に幕閣へ相談すること、なかでも特別な発言力を持つ柳生宗矩と懇意にしておくよう指示する（『細川』141250）。秋ころには忠興が老中へ何ごとか訴訟をしているとのことで、忠利は光尚に以前の八代城普請差し止めの経緯や、八代の知行分に関する諸問題を心持のためとして伝える（『細川』141269）。

立允を取り立てる上で興孝は邪魔な存在となる。父子の間柄は冷却し、この年の冬には対立が決定的になる。一因は興孝の借財にあったようで、忠興はそれを戒めるためとして国許からの送金を縮減した。困窮した興孝は光尚を頼り融通を受けるが、そのことを知った忠利は光尚に、「是ハ三斎様御こらしめのためも可有之ニ、此方分被指計候事はいか、と存事二候」と注意を与えている（『細川』131207・141287）。<sup>(11)</sup> なお、興孝は、兄寄之のみるところでは気随な人物であった（『松井』

132326)。この先びみていく言動でも、そのような人物像が垣間みえる。「与一郎殿ハ天下一みぢかき人」といわれ、気難しい性格として有名な忠興と上手くやっていくのは困難であったものと思われる。

## 二 人質の交代

寛永一六年正月、八代の忠興のもとへ年頭の挨拶に訪れた忠利は、忠興と興孝が仲違いし、一生和解しないとの誓文を立てたこと、そのため興孝は公儀への人質としての役割を果たすことができなくなり、忠興は代わりに立允を下すことを老中と談合していると知り、江戸の光尚に報じている。既に老中からの内諾も得ているという忠興は上機嫌であった。なお、この件は「我等へ御談合之被仰様二而ハ無之候」とあるように、忠利と相談するものではなく、忠興の考えが示されたものであった(『細川』141293・1295)。かかる経緯から明白なように、細川家において興孝は、忠利を当主とする細川家の人質ではなく、隠居忠興の人質であった。二月五日、忠興は「隠居之家督」を立允に譲り、朽葉の指物・旛等を引き渡した(『綿考』3-p. 272～273)。翌六日に八代を発ち、京都に逗留したのち江戸へ下る。

四月四日に江戸に着いた忠興は、老中と交渉を進める。立允を目見得させ、「黒田殿子達之様ニ御奉公させ度」というのが忠興の意向で、忠利も父の機嫌を案じてその思い通りになるよう取次の老中の一人堀田正盛に取り計らいを願う(『松井』81572)。ところが、老中側からの返答は、立允の目見得は「不可然」というものであった。なかでも堀田正盛は「是非不入事」と発言したという(『細川』14132)。幕閣が難色を示した理由は明確ではないが、細川家には島津家の押さえの役割が期待されており、とりわけ八代が要衝の地であるという事情によるためであろうか。いずれにせよ忠興は堀田に対して立腹した。

しかし、やがて立允を目見得させる方向で話が進む。数年後の史料には、忠興近臣の村上景則(長岡河内)が家光の出頭人に対して相当の金銀を費やして裏工作を行ったとの説が記されている(「永青」4354)<sup>15)</sup>。六月三日朝、堀田正盛と熟談した忠利は、目見得の件をいつ頃、どのように申し入れるのが適切か、指南を仰いでいる(『細川』255367)。

目見得の段取りと同時に、立允の身上についても調整がなされる。立允の知行は物成が悪く、江戸詰のためには何らかの手当が必要とのことで、忠利と堀田正盛が意見を交わしている(『細川』151441・1442)。六月六日に忠利と堀田正盛の間で話がまとまり、翌七日朝に忠興と忠利が書物を交わし、「三齋一代ハ此中之ことく少しも替事なく、三齋一代之後ハ三齋隠居之知行之内三万七千石我等弟二遣、都合六万七千石二而候へ共、七千石ハ知行悪所へうめ候て遣、高六万石分二而候、此分にて相済申候」というところに落ち着いた(『細川』255368・5369)。

こうして、幕府に反対の空気もあるなかで、立允が別家の大名となる方針が定まる。もしこの件が調わなければ、忠興は「立允を御つれ候而、京へ御引籠可在之」との考えも持っていたらしく、忠利は大事に至らず決着したことに安堵した(『細川』151442)。

立允は既に五月二〇日に八代を出立していた。しかし道中で煩い、山城吉田に逗留して静養する。ようやく八月二日に同地を発ち、同二日には江戸に到着(『細川』255446)。病状回復を待ち九月五日に老中へ申入れ(『細川』255457・5458)。一日に家光への拝謁が決定(『東史』近世2-p. 319～320)、二〇日に西丸黒書院にて目見得が叶う<sup>16)</sup>。これを機に束髪し、中務大輔と称する。名も立孝と改めたとされる。

## 三 興孝知行分の問題

一〇月二六日、有馬豊氏が忠興に興孝のことに関する申し入れを行い、

その口上書を柳生宗矩が忠利に渡している。忠利は明日それを興孝に伝えると述べている（『細川』255480）。詳細は不明だが、その後の動きをみると、興孝の処遇に関する問題について有馬・柳生が間に立とうとしたのであろう。

翌二七日、興孝は忠利の家臣津川辰珍らに七ヶ条の要望を伝える（『永青』1082三十二番5一門6）。おそらく右の動きをうけてのものである。一ヶ条目では、知行二万五〇〇〇石を与えられてきたが、「従八代爰元へ参候銀子わつかの儀二御座候」と不満を述べ、忠興に自らの分の知行を残らず渡すよう頼んでほしいと求める。二ヶ条目は借金等の目録を提出すること、三ヶ条目は借金が片付くまでは「諸御役目并人持申儀成間敷事」としており、やはり興孝の借財が問題であったことがわかる。四ヶ条目以降は熊本下向に関する事で、京都での逗留、下向時の供連れ、大坂よりの乗舟、熊本での居所の手配を求める。

一番の難題は興孝に与えられているはずの知行の扱いである。本来的には忠利に進止権があるとみるべきであろうが、忠興の権限が強く及ぼされている。細川家の人々は、忠興の機嫌を損ねることを怖れ、誰もこの問題を申し入れることができないのである。

忠利は、興孝からの取成しの要望に対して、「知行かへり候やう二」直接忠興に言えばよからうと返答したようである。そのことで興孝は不快感を抱いたのであろうか、忠利は誓文を作成し、無理なことを言っているとはわかってはいるが、そのまま忠利が取り持つと却って忠興の機嫌を損ねると判断し控えているのだと弁解する。この誓文のなかでは、これまで興孝に対して悪いようにしたことはないといい、忠興から何らかの沙汰があるかと待っているのだと述べる。興孝はひとまず納得したようである（『綿考』3p.282）。

忠興は一月一八日に暇を賜り、翌日御札に登城する。依然として興

孝知行分に関する沙汰はない。一月二九日朝、忠興邸にて賜暇の際に拝領した掛物「俊成定家一紙両筆」の披露目の会が催される。忠利も出席することになっており、取次の老中の酒井忠勝と柳生宗矩・有馬豊氏が招かれていたが、飛入りで堀田正盛が有馬に代わり参加することになる。一件の関係者が揃う会であった（『細川』71604）。

この日、興孝は忠利に対して詫状を提出している（『永青』1082三十二番2一門3）。それによれば忠利は存じよらないことで忠興を立腹させたのだという。朝の茶会での出来事であろう。推測を交えつつ整理すると、経緯は次の通りであったと思われる。

知行についての要望を忠利経由で伝えることができなかった興孝は、兄立孝にも相談するがやはり上申してもらうことはできず、忠興からの沙汰を待つことにしていた。そこに「世上之御沙汰」を耳にした柳生宗矩が、この件を忠興に伝えようと言ってきたので、これで解決すると期待していた。柳生宗矩はこの二九日の茶会の場で忠興に伝えたのである。忠興は、興孝の要望とは知らず、忠利が「老人之御肝煎」で柳生宗矩に働きかけたものと受け取り、そのため忠利は予期せず怒りを買ったことになった。慌てた興孝は、「知行之儀柳生但馬殿（宗矩）へつい二不申入」などと立孝まで断りを入れるのだが、そのことが今度は忠利の機嫌を損ねたのであろう、事前に忠利の意見を聞かずに行動した不調法を謝罪するのである。

忠興の江戸出立を翌日に控えた閏一月四日、興孝は忠利に対して、忠興から知行を渡すとの御意があったか確認している。また先日、「豊前二而之御書出シ」を提出したが、それで解決するだろうかとも尋ねている。さらに、柳生宗矩が忠興に伝えた際、「必御渡可被下旨」の御意があったかどうか、再度宗矩へ照会するように求めている（『永青』1082三十二番4一門5）。しかし、忠興の在江戸中には解決に至らず、閏一

一月五日に忠興は江戸を出立し、同一七日に山城吉田に到着、同地に逗留し越年する。

二月七日、忠利は証人奉行牧野信成らに、興孝家臣の妻子が熊本に赴く際の道中の切手を求める〔細川〕25(514)。出立は当初年内の予定であったが、発病のため延引し〔細川〕12(103)、翌一七年正月四日となる。道中でも散々煩い、ようやく二月四日に伏見に到る。興孝は吉田逗留中の忠興のもとに使いを立て様子をうかがった。

懸案の知行については、忠興からの「御渡被成御沙汰」はなく、側の者からも「不存由」の返答であった。また興孝は、「御せいこん之義二而ハ御座候へ共、此度一おう御侘言申上、若御ゆるされも可有御座かと」、京都に隠棲する兄休無（細川忠隆）や清巖宗渭（大徳寺高桐院主）を頼るが、「一言の御侘言被仰儀も不被為成由」との反応であった。そこで内証から、浄勝院（吉田兼治室・細川藤孝女）・万（烏丸光賢室・細川忠興女）を通じて詫びを入れようとするが、おそらく不首尾に終わった〔永青〕神新番外70）。

興孝から右の報告を受けた忠利は、二月一六日付の書状で、知行の件は八代の留守居に連絡するとよい。忠興が柳生宗矩・有馬豊氏に興孝へ知行を渡すと語ったことは事実なので安心するようにと伝えている〔綿考〕6(p.305~306)。その後、知行は一万石が戻されることになるが、関係修復はならず、興孝は失意のうちに熊本へ向かうのである。

#### 四 新取史料

新取史料Ⅰの忠利書状は、九州へ向かう興孝の二月二八日付書状への返事である。興孝からの書状も写しが八代の松井文庫に残されているので、併せて次に掲げる。

〔関連史料〕細川興孝書状写（〔松井〕142490）

已上

謹而致言上候、私儀内々如申上、御国へ参候ハ、知行をも指上ケ可申と奉存候、常々不調法者故、三齋様蒙御勘気申二付、中務と替申儀、諸人存候処、面目も無御座候、となたを御恨共不奉存候へハ、可申上様ハ無御座候、江戸ニ而男をもやめ、如何様にも罷成可申かと奉存候へ共、御簾下と申、又ハ三齋様・越中様御外間と奉存、是迄罷下申候、御国へ着仕、知行をも差上ケ可申と奉存候へとも、左様ニ御座候而ハ、御両殿様御あてかいかいも悪敷候而加様ニも御座候かと、世間之御沙汰も如何ニ奉存、船中ニ而かしらを切申候、此上者猶々御影を奉守候間、少々御扶持方等被為拝領、御国のはしニ罷有候ハ、忝可奉存候、御両殿様へ御奉公仕儀、きらい申にてハ聊以無御座候、具成儀ハ四良右衛門殿迄申上候、委曲阿部弥一右衛門・大嶋彦右衛門方可被申上候、此等之趣可預御披露候、恐々謹言

（細川興孝）  
刑部少輔

（寛永一七年）  
二月廿八日 在判

越中所へ之状ノ写

坂崎内膳殿

〔新取史料Ⅰ〕細川忠利書状（請求記号06553）

尚々、四郎右衛門ハ存命不定ニ煩ニ候、此度ハ大事たるへきかと氣遣申候、以上

二月廿八日之書状、日和悪敷、又道ニ水出候故おそく飛脚参候、其方事（細川忠興）三齋様蒙御勘気を中務と替義、面目も無之ニ付而、船中ニ而かしらを切被申候、此上者猶々頼候間、国ニ而少之扶持にて居被申候ハ、可忝由、承届候、肥後所へ之状も見申候、国へ着候てから何かと候へハ、我等仕様も如何と他国ニ存候てハと被存、船中ニ而如此之段、聞届申候、頓而可下候間、其刻可申候、無了簡儀ニ候、恐々謹言

(寛永一七年)  
三月廿三日

刑部殿  
(細川興孝)

越  
(細川)  
忠利 (花押)

返事

興孝は人質が交代となったことを面目なく思い、頭を丸めて知行を返上する。將軍膝下の江戸、あるいは熊本に下着したのちならば、忠興・忠利の外間に関わるかと慮り、船中で剃髪したのだという。あえて船中で剃髪に及んだことで、いかなる効果が期待できると考えたのかは測りたい。感情を抑えきれずに髪をおろしてしまい、後づけでそれらしい理由を考えたのであろうか。しかし、このことを知った忠利は、「無了簡儀」との所感を伝えるのである。

興孝は三月一〇日頃に豊後鶴崎に着船し、一五日に同地を出立(熊大松井「冊子」55)、二一日晩に熊本に至る。仮の居所は高麗門外の安国寺とされた。そして、到着後すぐに、「召仕候侍共大勢」の扶持を放つことを決定する(『松井』3539・6-1209)。

熊本にいた光尚は、参勤のため二月二六日に出立、三月一二日大坂に着船し(『松井』6-1052)、三月二七日に江戸に至る。興孝とは入れ違いとなった。新収史料Ⅱの光尚書状は、熊本に着いた興孝の三月末頃の飛札に答えたものである。

〔新収史料Ⅱ〕細川光尚書状(請求記号08554)

尚々、此ふミ火中く、以上

(細川忠利)

飛脚参候間申候、御手前之事越中様さこしめし、御気嫌少もあしく無之、か様二可有之と思召候由二而候ま、少も御気遣有ましく候、先此事御さた有ましく候、弥此上ハ、越中様次第と思召尤二存候、いよく様子承合可申入候、貴殿御息候哉、御気色程承度候、越中様も一段御無事二御座候、将又御母儀様一段御そくさいの御事二候、貴殿之様子も具二

(清田)  
五郎大夫二迄申候、其外爰元別条無之候、猶跡分可申入候、恐々謹言

(細川光尚)  
肥後守

(寛永一七年)  
卯月十六日

(花押)

封之印(印)

(細川興孝)  
細刑部様

御宿所

江戸・熊本間は半月あれば手紙が到着することから、二月末の手紙の返事が到来しないことを不安に感じていたのであろう。そして、この時点では既に興孝が家臣・従者を大勢召し放ったことも江戸に伝わっているが、その処分への反応も気にしているものと思われる。忠利の機嫌を案じる興孝に対して、光尚は何ら気遣いに及ばないと返答した。実際、同日付の家老松井興長宛の光尚書状には、「刑部少儀、越中様聞召、わけ之儀二候へども、此しかたも却而尤と思召由候、もハやかたづき候間、其分二候、今一人之人分ハまし二候」と記されている(『松井』3568)。

ところで、本書状には差出・充所の間に「封之印」として光尚のローマ字印が押されている点が注目される。「封之印」は食品・薬品や貴重品の送付時に、品物の封印と照合できるように押されるもので、書状にも用いられることがある。<sup>20)</sup> 本書状には特段のことが書かれているように見受けられないが、尚々書にも「火中く」とあるように、他に知られるべきではないものとされている。同日付で、国許の家老衆に「刑部存分尤」と伝えた忠利書状には、「我等か様二申と不及申」などがあるが、そのためであろうか(『松井』6-1209)。

以上のように、新収史料Ⅰ・Ⅱは、八代の隠居忠興の「家」を追われた興孝が、当主忠利ならびに次期当主光尚から熊本での存在を認められる時期のものである。後に一門家老となる刑部家において、その成り立

ちに関わる文書として重要な位置づけを与えられていたと考えられる。

## 五 その後の興孝と細川家

忠利は五月一八日に江戸を立出し、六月一二日に熊本に帰着した。七月一日、興孝に忠興から戻された知行一万石と家臣分一〇〇〇石余を受け取るのは嫌かと尋ねる。興孝は、忠利の御誼の通り「頭をも立」ることにするが、とりあえず二、三年の間は扶持方で十分で、二五〇人扶持ほどいただければありがたいと返答する。そして、「痛者」であるから、その間は在郷でゆつくりしたいと希望する。また、忠利の求めを受けて、家中の借金についても書上げた〔綿考〕3p. 285～287〕。

忠利はこれらの旨を了承し、興孝の希望に若干上乘せした三〇〇人扶持を与え〔綿考〕3p. 287～288〕、菊池郡隈府を居所とするよう命じた〔永青〕1082三十二番一門2〕。興孝の家臣の一部は忠利に召し出され、その扶持には興孝が差し上げた知行の一部が充てられた。知行分の残りは借金返済に回される。九月一日、興孝は修理が加えられた隈府の御茶屋へ引越した〔永青〕42134・「熊大松井」冊子254〕。

こうして興孝は無事に熊本で庇護されることとなるが、忠利は翌寛永一八年三月に病没する。興孝と兄寄之は、在府中の光尚の名代として火葬後に骨を拾い、菩提寺に納めて焼香を行った〔松井〕11-2173〕。

それから約四年後の正保二（一六四五）年閏五月、立孝が父に先立つ。また、忠興も病床に就いた。九月に興孝は容態を伺うため八代の近所まで赴く。それを耳にした忠興は興孝を呼び寄せ、懇ろに言葉をかけ、肩衣・袴を与えた。一見すると融和的な場面ではあるが、興孝から報告を受けた光尚は、「最前之首尾と相違、存之外之儀候、弥三斎様御老耆之験、世間へ可存と無是非仕合候」と返答している。この対面は冷ややかに受け止められていた。

同年一二月二日に忠興も息を引き取る。それをうけて八代の隠居領を中心とする独立した分家大名家創出という思惑は、光尚によって阻止される。忠興は遺言を残し置いたが、それについて光尚が八代に派遣した家臣は「御正氣ニ而御遺言被仰置たるニ而者無御座候」と報告している。また、高六万石での独立の根拠となるはずの忠興・忠利間の覚書も、それを実見した者によれば、「御書物之口」は同心したとの内容だが、「奥の御書物」は全く証文にならないようなもので、これを忠興が「以来之証文」として取り置いていたのも不審だと言っているという（「永青」555）。幕閣も遺言の効力を認めず、また八代の地理的重要性も踏まえ、立孝の遺児宮松丸（行孝）は三万石で宇土に移されることになる。

忠興の管理下に残されていた興孝知行の未返却分は、遺言により近臣村上景則（長岡河内）に譲られるとの説も流れる〔松井〕133245〕。しかし、先述のように遺言は無効化され、村上景則も退去する。光尚は正保三年七月に熊本古京町にて興孝に屋敷を与え（「永青」4756）、また同年八月六日付の知行所付目録により知行地を確定し、同年九月八日付の判物にて知行二万五〇〇〇石を与えた。知行所付目録は現在八代市立博物館未来の森ミュージアムに収蔵されており（40号、奉行三名連署・光尚ローマ字青印を捺す）、判物は旧細川刑部邸に寄贈されている（花岡興輝氏「細川興孝と刑部家の成立の事情」（前掲）の付記でも紹介）。いずれも刑部家に伝来した史料である。知行目録は所領の村々と高を書き上げたものであるが、右肩に「現高」が書き添えられている。寛永一六年以前の旧領が回復されたものと思われる。

再び知行を与えられた興孝の藩政における立場は十分に検討できていないが、数少ない一門として一定の役割が期待されていたようである。正保四年のポルトガル使節船来航時には長崎へ出陣する。承応元（一六五二）年に三男興知、寛文二（一六六二）年に四男興政を証人として江

戸に差し出す(「永青」4755)。寛文四年に隠居し、立白と名乗り、鮑田郡井芹村に居住する。延宝七(一六七九)年に六三歳にて没した。

本稿では、新収史料の位置づけを、それに関わる人びとの人物像と相互関係を明らかにしつつ検討してきた。あくまで個別的な事情によって規定される部分が大きいものの、親子関係の破綻による人質交代、証人としての在府・目見得と別家大名化、庶子知行分に対する権限の所在、役目を果たすことのできない庶子の処遇などについて、一件の経過のなかで具体的に示した。しかし、一事例の分析に過ぎず、また史料の制約のために、特に幕府側の認識や方針等については不十分な分析に止まっている。他の事例との比較を通して、共通面や特殊性を明らかにすることが課題である。

[注]

- (1) 『綿考輯録』(出水叢書 三・忠興公(下)、同六・忠利公(下))。
- (2) 『年報熊本近世史』平成四・五年度合併号、一九九四、のち花園興輝著作撰集刊行会編『花園興輝著作撰集』熊本県文化財保護協会、二〇〇五。
- (3) 『新宇土市史』通史編二(宇土市、二〇〇七)、第三章など。
- (4) 在原昭子「江戸幕府証人制度の基礎的考察」(『学習院大学史料館紀要』二、一九八四)。野口朋隆『近世分家大名論』吉川弘文館、二〇一一。同『江戸大名の本家と分家』吉川弘文館、二〇一一。
- (5) 熊本大学附属図書館寄託。目録は熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『熊本大学寄託永青文庫資料 総目録』全四巻(二〇一五)による。一部、本所で撮影した内部作業用の写真を用いた。
- (6) 主に西山禎一「中津・八代給人に関する一考察」(『熊本史学』四三、一九七四)、宮崎克則『大名権力と走り者の研究』(校倉書房、一九九五)、吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(清文堂出版、二〇〇一)による。

(7) 本稿では立孝を五男、寄之を六男、興孝を七男として扱うが、若干の説明を要する。まず、早世した千丸の扱いである。『寛政重修諸家譜』などは千丸を数えず立孝を四男とするのに対し、細川家内の系譜では千丸が入ることが多い。本稿では千丸を入れた数を用いる。次に、寄之・興孝の出生順である。流布している系図の記載順から興孝→寄之の順とみられがちであるが、寄之は元和二年四月生(『熊本藩世系』「松井家先祖由来附」など)、元和三年正月生(『綿考輯録』など)の両説があり、これは興孝(元和三年正月生)との前後に関わる。以下の三点から寄之→興孝の順であると推定できる。①六男とされることが多い寄之の肖像画賛には「第五令子」とある(八代市立博物館未来の森ミュージアム『松井家三代』、一九九五、作品番号四九)。②「子飼系譜」(「永青」4755)は興孝を第七子とする。③元和四年末の忠利書状(『松井』122286)は立孝(おほん)・寄之(おいわ)・興孝(てん)の順で名前をあげる。そして、江戸への人質について「おほんかおいわ江戸へ参候者、見立二小倉へ参候はん」と存候へとも、おてんハちいさく候間、未我等を見しるましく候間」と記す。なお、『細川』の人名注は立孝を四男、寄之・興孝を六男としており、訂正を要する。

- (8) 林千寿「松井興長・寄之と細川藩」(八代市立博物館未来の森ミュージアム『松井家三代』一九九五)、同「松井家は八代城主か城代か?」(同館『八代城主松井家の名宝』二〇一〇)。
- (9) 光永文熙校注「立孝公行孝公有孝公御三代記 付宗中覚書」(『宇土市史研究』一〇、一九八九)。「森下氏所蔵文書」(『熊本県史料』中世篇四)九一八号は御部屋領に関するものか(うと学資料室架蔵写真帳を確認した)。
- (10) 吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(前掲注6)。
- (11) 『細川』131207は、寛永一三年に比定されているが、一五年が正しい。加々山可政の熊本下向は『細川』255072など、徳川光貞抱瘡快癒は『細川』255189など参照。
- (12) 『三齋公伝書』(松山吟松庵校註・熊倉功夫補訂『茶道四祖伝書』思文閣出版、一九七四)。

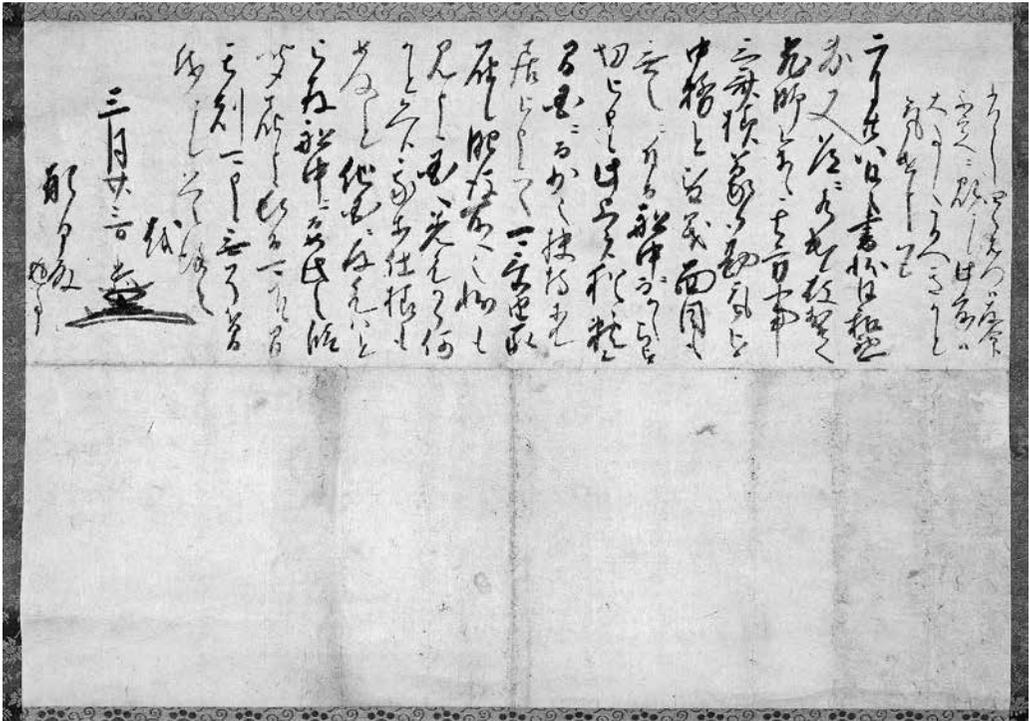
- (13) 「黒田殿子達之様二」とは、元和九年の黒田長政三男長興・四男高政の分知を指す。両家は秋月藩・東蓮寺藩となる。『福岡県史』通史編福岡藩(一)(福岡県、一九九八)、第二編第六章参照。
- (14) 寛永二〇年の酒井忠勝・堀田正盛宛の光尚書状に、「越中守時分御兩人御取次故」(「永青」107.37.34.1)とある。本史料は山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二、一九九二、のち同『江戸時代の国家・法・社会 校倉書房、二〇〇四)に指摘がある。
- (15) この史料は、『新宇土市史』資料編三一―二四号として翻刻されている。
- (16) 『江戸幕府日記 姫路酒井家本』八、寛永一六年九月二〇日条。
- (17) 有馬豊氏は忠興と同じく千利休の弟子であったが、豊臣秀吉没後から両者は不通となる。有馬は元和六年に筑後久留米に入り、細川家が肥後に移ったのち和解を持ちかける。忠興は当初難色を示すが、寛永一二年から交流がみえるようになる(『細川』5.108.6)。忠利とは近隣の領主として親しい付き合いをしている。
- (18) 忠利は新取史料Iと同日付で国許の家老衆にいくつか指示を与えている(『松井』14.249.1)。それに興孝書状写と新取史料I写(『松井』14.249.2)を添付した。この新取史料I写は原本と字句に若干の相違がある。
- (19) 『綿考』3p. 285には二月二五日に播磨室津で剃髪したとある。
- (20) 『松井』4.606・609、8.1585など。『細川』にも散見する。書状上包の封之印の意味は、送付方法等さらに事例を蓄積し検討する必要がある。
- (21) 七月一三日付寛書。原本の「永青」108.2.三十二番3一門4は前欠。『綿考』3p. 287の引用は中略がある。
- (22) 『松井文庫所蔵古文書』219.10.1(報告書未収録分)。『綿考』7p. 319―320所載の写より原本に忠実なものと思われる。忠利没後の藩主光尚と忠興の関係については、熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 近世初期編』(吉川弘文館、二〇一一)収録の起請文および稲葉継陽「永青文庫所蔵の近世初期文書群と藩政」参照。
- (23) 『新宇土市史基礎資料七 山田文庫二』(宇土市教育委員会、二〇〇〇)、一五三号。
- (付記) 史料調査をい許可いただきましたご所蔵者の皆様、ならびに調査に際

【居所表】 寛永15年4月～17年7月

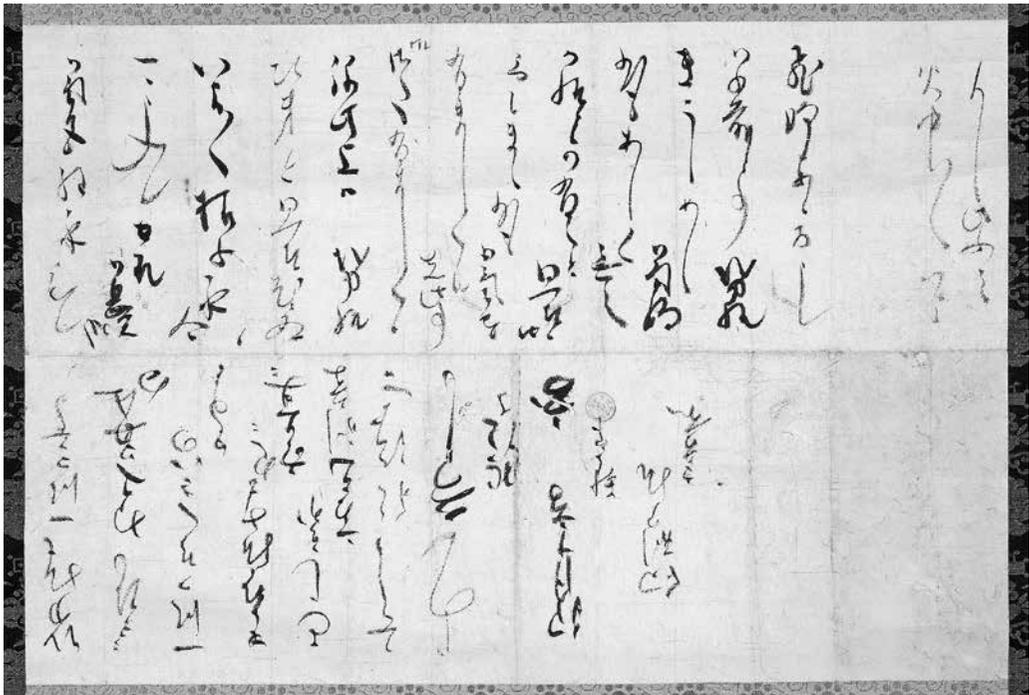
	忠興	忠利	光尚	立孝	興孝
15	在江戸 9.14江戸発 (京都逗留) 11.5八代着	在熊本	4.9江戸着	在八代	在江戸
16	2.6八代発 (京都逗留) 4.4江戸着  閏11.5江戸発 閏11.17京都着	2.26熊本発 3.23江戸着	4.16江戸発 5.7熊本着	5.20八代発 8.2京都発 8.21江戸着	
17	7.4京都発 7.18八代着	5.18江戸発 6.12熊本着	2.26熊本発 3.12大坂着 3.27江戸着		1.4江戸発 2.4伏見着 2.25室津着 3.10鶴崎着 3.21熊本着

\* 忠興・立孝の居所で京都と表記しているが、主に洛外吉田である。

しご高配を賜りました皆様には篤く御礼申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費15H03240の助成を受けたものです。



新収史料Ⅰ 細川忠利書状



新収史料Ⅱ 細川光尚書状